4　法第十三条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出にあっては、養子縁組あっせん事業変更届出書又は養子縁組あっせん事業変更届出書及び養子縁組あっせん事業許可証書換申請書には、法第六条第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあっては、当該廃止した事業所に係るあっせん許可証）を添付しなければならない。

5　法第十三条第二項の規定による許可証の交付は、新設に係る事業所ごとに交付するものとする。

（事業の廃止）

第六条　民間あっせん機関は、養子縁組あっせん事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2　法第十四条第一項の規定による届出をしようとする者は、養子縁組あっせん事業を廃止した日から十日以内に、養子縁組あっせん事業を行う全ての事業所に係るあっせん許可証を添えて、養子縁組あっせん事業廃止届出書（様式第六号）を都道府県知事に提出しなければならない。

（帳簿）

第七条　法第十八条の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　児童に関する情報

二　児童の父母等に関する情報

三　養子縁組の経緯及び養子縁組が成立した後の状況

四　養親希望者に関する情報

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は光ディスク、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次項において「光ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ民間あっせん機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第十八条の帳簿（次項及び次条において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　民間あっせん機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は光ディスク等を含む。次条において同じ。）を、養子縁組あっせん事業に係る業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（帳簿の引継ぎ）

第八条　法第十九条第一項の規定による帳簿の引継ぎは、民間あっせん機関が法第十八条の規定に基づき保存することとされている全ての帳簿について行わなければならない。

2　前項の規定により同項の帳簿の引継ぎを受けた民間あっせん機関は、その帳簿の全てを養子縁組あっせん事業に係る業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

（事業報告）

第九条　民間あっせん機関は、毎事業年度終了後二月以内に、養子縁組あっせん事業を行う事業所ごとの養子縁組あっせん事業に係る事業報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事がやむを得ないと認める場合にあってはこの限りではない。

（養親希望者による養子縁組のあっせんの申込み等）

第十条　法第二十四条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　養親希望者の健康状態

二　養親希望者の同居人がある場合にあっては、当該同居人の職業及び健康状態

三　養子縁組のあっせんを希望する理由

四　法第二十六条第五号の研修（次項第四号及び第十二条において「養親希望者研修」という。）を修了した年月日又は修了する見込みの年月日

五　養親希望者が法第二十六条各号のいずれにも該当しない者であること及び養親希望者の同居人がある場合にあっては、当該同居人が同条第二号から第四号までのいずれにも該当しない者であること

六　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である場合はその旨及び養子縁組里親名簿の登録を受けた都道府県名

2　法第二十四条第二項の規定による確認は、申込書のほか、次に掲げる書類により行うものとする。

一　養親希望者及びその同居人（当該養親希望者に同居人がある場合に限る。次号において同じ。）の戸籍の謄本及びこれらの者の属する世帯の全員の住民票の写し

二　養親希望者及びその同居人の履歴書

三　養親希望者の居住する家屋の平面図

四　養親希望者研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

五　養親希望者が法第二十六条各号のいずれにも該当しない者であること及び養親希望者の同居人がある場合にあっては、当該同居人が同条第二号から第四号までのいずれにも該当しない者であることを証する書類

3　法第二十四条第三項の規定による明示は、電子メールの送信その他のインターネットを利用する方法又は書面を交付する方法により行うものとする。

（児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等）

第十一条　法第二十五条第二項の規定による確認は、申込書のほか、児童の戸籍の謄本その他の書類により行うものとする。

2　法第二十五条第二項第六号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　児童の出生の届出の有無

二　養子縁組のあっせんを希望する理由及び養子縁組のあっせんを希望するに至った経緯

三　児童の心身の健康に関する情報

（養親希望者研修）

第十二条　養親希望者研修は、厚生労働大臣が定める基準を満たす課程により行う研修とする。

（児童の父母等の同意）

第十三条　法第二十七条第一項から第九項までの同意は、書面により得なければならない。

2　法第二十七条第十二項の規定による同意の撤回は、書面により行わなければならない。

（法第二十九条第二項第三号の厚生労働省令で定める事項）

第十四条　法第二十九条第二項第三号の厚生労働大臣が定める事項は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の規定に基づく児童の住所の異動に係る届出及び児童福祉法第三十条第一項の規定に基づく届出を行うこととする。

（法第三十条第三号の厚生労働省令で定める事項）

第十五条　法第三十条第三号の厚生労働省令で定める事項は、特別養子縁組の成立の審判に対する即時抗告の提起の有無及び即時抗告が提起された場合にあっては、当該即時抗告についての決定の内容とする。

（都道府県知事への報告）

第十六条　法第三十二条第一項第二号の厚生労働省令で定める事項は、法第二十四条第二項第一号及び第二号に掲げる事項とする。

2　法第三十二条第一項第三号の厚生労働省令で定める事項は、縁組成立前養育（法第二十七条第七項の縁組成立前養育をいう。以下この項において同じ。）を開始した時から法第二十九条第五項各号に掲げる事由が生じた時までの間における縁組成立前養育における監護の状況とする。

3　法第三十二条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、特定の養親希望者があっせんに係る児童の養育を開始した時から養子縁組を成立させるために必要な手続を開始した時までの間における監護の状況とする。

4　法第三十二条第一項第五号の厚生労働省令で定める事項は、養子縁組を成立させるために必要な手続を開始した時から当該養子縁組の成否が確定した時までの間における監護の状況並びに当該養子縁組のあっせんに関して当該養子縁組に係る養親希望者及び児童の父母等から徴収する手数料の額とする。